



新潟県公報

平成24年
7月27日(金)
第2397号

目次

告 示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 609
- 予定保安林..... 610
- 森林法第189条の規定に基づく告示 610
- 指定施業要件変更予定保安林..... 610
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定..... 612
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定..... 613
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定..... 613

公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出に係る意見の概要..... 614
- 大規模小売店舗の新設の届出に係る県の意見の概要..... 615
- 土地改良区役員の退就任..... 615
- 土地区画整理事業の換地処分の届出..... 616

教育委員会

- 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正..... 616

人事委員会

- 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正..... 617

企業局

- 新潟県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部改正..... 617

告 示

新潟県告示第四百二十六号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年新潟県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年度分の補助金等から適用する。

平成二十四年七月二十七日

新潟県知事 福田 富一

保健福祉部の部高齢対策課の款に次のように加える。

訪問看護 ステーション設 備整備費 補助金	訪問看護ステーション（指定訪問看護事業所をい、介護保険法第七十一条第一項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた者の当該指定に係る病院又は診療所を除く。以下この項において同じ。）	医療法人、社会福祉法人その他知事が 適当と認める者（以下この項において「医療法人等」という。）が訪問看護ステーション設備整備費補助金交付要 領（平成二十四年七月二十日付け高対 第四百二十九号保健福祉部長通知）に 基づき行つた訪問看護ステーションの設 備整備事業に要する経費	知事が別に定める 基準により算出し た額	医療法人等
--------------------------------	--	---	----------------------------	-------

の整備を促進し、
訪問看護の実施体
制の強化及びサー
ビス提供体制の均
てん化を図る。

(旭産交察署)

栃木県告示第427号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年7月27日

栃木県知事 福 田 富 一

1 保安林予定森林の所在場所
大田原市須賀川字七折3459-1

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、択伐による。

字七折3459-1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

栃木県告示第428号

平成24年6月1日付け農林水産省告示第1469号で告示した旨通知のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林に係る権利者に通知したが、次に掲げる者については、所在不明との理由により通知が返戻されたので、同法第189条の規定により、当該通知を関係市役所の掲示場に掲示したので告示する。

平成24年7月27日

栃木県知事 福 田 富 一

氏 名	住 所	関 係 市 役 所
郡司熊之助	那須塩原市藁沼4	那須塩原市役所
郡司源七	同 同 11	同
高塩桑松	同 同 15	同
大山美代子	宇都宮市東築瀬1-28-21	同

栃木県告示第429号

農林水産大臣から保安林の指定施業要件の変更予定通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年7月27日

栃木県知事 福 田 富 一

I

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
佐野市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐とする。
佐野市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

II

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
栃木市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
栃木市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ 次の森林については、主伐は択伐による。
栃木市（次の図に示す部分に限る。）
 - ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び栃木市役所に備え置いて縦覧に供する。）

III

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
栃木市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
栃木市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び栃木市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第430号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

平成24年7月27日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
970202354	足利水道設備株式会社 代表取締役 齋藤 千枝	本城デイサービス (尚)	足利市西砂原後町 1210番地1	平成24年 7月1日	通所介護
970202362	株式会社ニチイ学館 代表取締役社長 齊藤 正俊	ニチイケアセンター 足利東山	足利市助戸東山町 865番地2	平成24年 7月1日	訪問介護
970202362	株式会社ニチイ学館 代表取締役社長 齊藤 正俊	ニチイケアセンター 足利東山	足利市助戸東山町 865番地2	平成24年 7月1日	通所介護
970301339	特定非営利活動法人オアシス 代表理事 高橋 正行	オアシスひなた	栃木市菌部町四丁目 2番32号	平成24年 7月1日	通所介護
970301347	株式会社トラスト・ケア 代表取締役 早川 幸子	株式会社トラスト・ ケア	栃木市川原田町240 番地1	平成24年 7月1日	特定福祉 用具販売
970301354	特定非営利活動法人ケア サービス福寿荘 理事長 峯岸 一統	ケアサービス福寿荘	栃木市神田町14番18 号	平成24年 7月1日	通所介護
970401717	株式会社HSコーポレー ション 代表取締役 早川 茂	和笑衣	佐野市植上町1659番 地1	平成24年 7月1日	特定施設 入居者生 活介護
970401725	社会福祉法人縁盛会 理事長 堀越 芳忠	ショートステイ温寿 苑	佐野市馬門町1470番 地	平成24年 7月1日	短期入所 生活介護

970600458	社会福祉法人日光福栄会 理事長 矢尾板 誠一	デイサービスセンターひらがさ喜の里	日光市平ヶ崎608番地5	平成24年7月1日	通所介護
971600333	日新株式会社 代表取締役 矢野 明美	日新へるぷセンター	下野市本吉田771番地1	平成24年7月1日	訪問介護

栃木県告示第431号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により次のとおり公示する。

平成24年7月27日

栃木県知事 福田 富一

介護保険事業所番号	事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定の年月日	サービスの種類
		名称	所在地		
970202362	株式会社ニチイ学館 代表取締役社長 齊藤 正俊	ニチイケアセンター 足利東山	足利市助戸東山町 865番地2	平成24年7月1日	居宅介護支援
970401709	社会福祉法人縁盛会 理事長 堀越 芳忠	居宅介護支援センター 温寿苑	佐野市馬門町1470番地	平成24年7月1日	居宅介護支援
970801718	一般社団法人コープ福祉 とちぎ 代表理事 竹内 明子	コープ福祉介護相談 センター喜沢	小山市喜沢1475番地 98	平成24年7月1日	居宅介護支援
971300835	株式会社自在の里 代表取締役 久保 千代子	居宅介護支援事業所 自在の里	那須塩原市埼玉6番地1378	平成24年7月1日	居宅介護支援
972100341	有限会社ポプラサポート 取締役 大谷 有紀	ポプラ	河内郡上三川町石田 1238番地3	平成24年7月1日	居宅介護支援
972301295	社会福祉法人関記念栃の木会 理事長 関 佳代子	しもつけ荘居宅介護 支援事業所	下都賀郡壬生町北小林 812番地	平成24年7月1日	居宅介護支援

栃木県告示第432号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

平成24年7月27日

栃木県知事 福田 富一

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定の年月日	サービスの種類
		名称	所在地		

970202362	株式会社ニチイ学館 代表取締役社長 齊藤 正俊	ニチイケアセンター 足利東山	足利市助戸東山町 865番地2	平成24年 7月1日	介護予防 訪問介護
970202362	株式会社ニチイ学館 代表取締役社長 齊藤 正俊	ニチイケアセンター 足利東山	足利市助戸東山町 865番地2	平成24年 7月1日	介護予防 通所介護
970301339	特定非営利活動法人オアシス 代表理事 高橋 正行	オアシスひなた	栃木市藺部町四丁目 2番32号	平成24年 7月1日	介護予防 通所介護
970301347	株式会社トラスト・ケア 代表取締役 早川 幸子	株式会社トラスト・ ケア	栃木市川原田町240 番地1	平成24年 7月1日	特定介護 予防福祉 用具販売
970301354	特定非営利活動法人ケア サービス福寿荘 理事長 峯岸 一統	ケアサービス福寿荘	栃木市神田町14番18 号	平成24年 7月1日	介護予防 通所介護
970401717	株式会社H S コーポレー ション 代表取締役 早川 茂	和笑衣	佐野市植上町1659番 地1	平成24年 7月1日	介護予防 特定施設 入居者生 活介護
970401725	社会福祉法人縁盛会 理事長 堀越 芳忠	ショートステイ温寿 苑	佐野市馬門町1470番 地	平成24年 7月1日	介護予防 短期入所 生活介護
970600458	社会福祉法人日光福栄会 理事長 矢尾板 誠一	デイサービスセン ターひらがさ喜の里	日光市平ヶ崎608番 地5	平成24年 7月1日	介護予防 通所介護
971600333	日新株式会社 代表取締役 矢野 明美	日新へるぷセンター	下野市本吉田771番 地1	平成24年 7月1日	介護予防 訪問介護

(高齢対策課)

公 告

○大規模小売店舗の新設の届出に係る意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第3項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出についての同条第1項の規定による意見の概要を次のとおり公告し、当該意見を平成24年8月27日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

平成24年7月27日

栃木県知事 福田 富一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フードオアシスオータニ矢板店
矢板都市計画事業木幡土地区画整理事業地区内32街区4外
- 2 法第8条第1項の規定による意見の概要

市 町 村 名	意 見 の 概 要
矢 板 市	意 見 な し

○大規模小売店舗の新設の届出に係る県の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第4項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出に係る意見について通知したので、概要を次のとおり公告し、当該意見を平成24年8月27日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

平成24年7月27日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 フードオアシスオータニ矢板店
 矢板都市計画事業木幡土地区画整理事業地区内32街区4外
- 2 法第8条第4項の規定による意見の概要
 意見なし

(経営支援課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成24年7月27日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
黒 川 東 土 地 改 良 区	理 事	廣田 順一		鹿沼市貝島町652-3	24.3.31	
	〃	山崎佐喜雄		〃 栄町3-27-12	〃	
	〃	江俣 伸一		〃 上石川1779	〃	
	〃	津吹 修一		〃 茂呂1858-29	〃	
	〃	小谷 稔		〃 上殿町1251	〃	
	〃	石川 一		〃 〃 1644-2	〃	
	〃	田中 昇		〃 〃 32-1	〃	
	〃	高木 一		〃 上奈良部町326	〃	
	〃	手塚 栄次		〃 〃 292	〃	
	〃	豊田 恵二		〃 下奈良部町1-360	〃	
	〃	宇賀神安昭		〃 〃 271-1	〃	
	〃	若林 悟		〃 〃 445-9	〃	
	〃	鈴木 正昭		〃 日光奈良部町148-1	〃	
	〃	駒場 正		〃 南上野町291	〃	
	〃	臼井 健時		〃 〃 88	〃	
〃	宇賀神昭男		〃 藤江町1389-2	〃		
〃	仲田 秋蔵	仲田 秋蔵	〃 上奈良部町354-1	〃	24.4.1	

理 事	手塚 信作	手塚 信作	鹿沼市上奈良部町92	24. 3 .31	24. 4 .1
〃	善林 登	善林 登	〃 南上野町206	〃	〃
〃	臼井 誠延	臼井 誠延	〃 大和田町80	〃	〃
〃		大森 常男	〃 下田町 1 -1214		〃
〃		秋澤 芳昭	〃 栄町 3 -33- 3		〃
〃		石川 和男	〃 上石川1643- 5		〃
〃		根本 昭	〃 茂呂1904- 3		〃
〃		伊藤 桂子	〃 上殿町1264- 2		〃
〃		赤羽根政夫	〃 〃 1625- 3		〃
〃		石澤 敏也	〃 〃 21- 1		〃
〃		鈴木 徳一	〃 上奈良部町 2 -30		〃
〃		仲田 隆	〃 〃 87- 3		〃
〃		中村 賢治	〃 下奈良部町215- 1		〃
〃		小野口 稔	〃 〃 280		〃
〃		若林暢一郎	〃 〃 449		〃
〃		萩原 良生	〃 縦山町447- 1		〃
〃		善林 一男	〃 南上野町262		〃
〃		中村 英世	〃 〃 104- 3		〃
〃		宇賀神正章	〃 藤江町1443- 1		〃
監 事	平田 茂男		〃 茂呂933- 4	24. 3 .31	
〃	高木 神一		〃 上奈良部町542	〃	
〃	金子 武男	金子 武男	〃 大和田町98- 1	〃	24. 4 .1
〃		栃木 勇	〃 上殿町1338		〃
〃		佐藤 良明	〃 下奈良部町293		〃

(農地整備課)

○土地区画整理事業の換地処分の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、宇都宮都市計画事業 J R鹿沼駅西土地区画整理事業の地区内の土地について次のとおり換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により公告する。

平成24年 7月27日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 換地処分の年月日 平成24年 7月19日
- 2 換地処分の内容 平成24年 6月18日付け栃木県指令都計第172号で認可した換地計画のとおり。

(都市計画課)

教 育 委 員 会

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年七月二十七日

栃木県教育委員会

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成七年栃木県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第三号中「骨髓移植のための骨髓液」を「、骨髓移植のための骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改め、同条第二項ただし書及び第三項中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年八月一日から施行する。

(教職員課)

人事委員会

栃木県人事委員会規則第十九号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年七月二十七日

栃木県人事委員会委員長 平 間 幸 男

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成七年栃木県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第三号中「骨髓移植のための骨髓液」を「、骨髓移植のための骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改め、同条第二項ただし書及び第三項中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年八月一日から施行する。

企業局

栃木県公営企業管理規程第三号

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十四年七月二十七日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する管理規程

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和三十一年栃木県電気事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項中「骨髓移植のための骨髓液」を「、骨髓移植のための骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。

附 則

この管理規程は、平成二十四年八月一日から施行する。

(経営企画課)